

[概要] 主契約・特約

※詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」でご確認ください。



給付金の名称		支払事由概要	支払額	ページ
主契約	入院一時給付金	傷害または疾病により1日以上入院したとき	1回の入院につき 入院一時給付金額	13
	長期入院給付金	傷害または疾病により入院し、1回の入院における入院日数が30日を超えたとき	1回の入院につき 長期入院給付金日額× (入院日数-30日)	13
	手術給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる手術を受けたとき	入院中の手術： 入院一時給付金額×50% 外来の手術： 入院一時給付金額×20%	17
	放射線治療給付金	公的医療保険または先進医療の対象となる放射線治療を受けたとき	入院一時給付金額×50%	19
特約の名称		支払事由概要	支払額	ページ
特約	生活習慣病 重症化予防特約	次のいずれかの疾病の治療を目的として、投薬治療を受けたとき ・高血圧症・脂質異常症・糖尿病	特約給付金額 (一律5万円)	20
	生活習慣病入院特約	所定の生活習慣病により1日以上入院したとき	1回の入院につき 生活習慣病入院一時給付金額	20
	女性疾病 重症化予防特約	次のいずれかの疾病と診断確定され、当該疾病に対する投薬治療を開始したとき ・子宮筋腫・子宮内膜症 ・子宮腺筋症	特約給付金額 (一律5万円)	21
	女性疾病入院特約	所定の女性疾病により1日以上入院したとき	1回の入院につき 女性疾病入院一時給付金額	21
	がん診断 治療特約	次のアおよびイのすべてを満たしたとき ア. 特約の責任開始期前に悪性新生物または上皮内新生物等と診断確定されていないこと イ. 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当すること (ア) 特約の責任開始期以後に初めて悪性新生物と診断確定されたこと (イ) 特約の責任開始期以後に初めて上皮内新生物等と診断確定され、入院を開始したとき	特約給付金額	22
	第2回以後	直前に支払われたがん診断治療給付金の支払事由該当日から1年経過後に、悪性新生物または上皮内新生物等による入院を開始したとき	特約給付金額	

※この冊子に記載の主契約・特約の名称は略称を記載しています。正式名称は各商品の「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。

例) 医療保険(有配当/2022) → 医療保険
生活習慣病入院特約(2022) → 生活習慣病入院特約

特約の名称	支払事由概要	支払額	ページ
特約	重度生活習慣病治療特約 次のいずれかに該当したとき ア. 急性心筋梗塞 20日以上継続して入院したとき、 または公的医療保険・先進医療の 対象となる手術を受けたとき イ. 脳卒中 20日以上継続して入院したとき、 または公的医療保険・先進医療の 対象となる手術を受けたとき ウ. 糖尿病 180日以上継続してインスリン治療 を受けたとき エ. 高血圧症 約款所定の状態に該当したとき オ. 慢性腎不全 永続的な人工透析療法を開始した とき カ. 肝硬変 診断されたとき（ただし、約款所定 の診断基準に基づき認められた場 合に限ります） キ. 慢性膵炎 診断されたとき（ただし、特徴的な画 像所見または組織所見が認められ る状態に限ります）	特約給付金額	23
	先進医療特約 先進医療による療養を受けたとき	先進医療技術料と同額	24
	移植医療特約 所定の移植を受けたとき 骨髄幹細胞採取手術または、末梢血幹 細胞採取手術を受けた（ドナーとなつた） とき	特約基本保険金額の 100%・30%・10%	24
		特約基本保険金額の3%	
特定損傷特約 不慮の事故により、骨折・関節脱臼・腱 の断裂をし、180日以内に治療を受けた とき	特約給付金額	25	

ご請求に関するご案内

医療保険

終身医療保険

保険料払込免除特約
 保険料相当額給付金付

終身医療保険 (一時金タイプ)

給付金の名称	支払事由概要	支払額	ページ
主契約	入院一時給付金 傷害または疾病により1日以上 入院したとき	1回の入院につき 入院一時給付金額	26
	手術給付金 公的医療保険または先進医療の 対象となる手術を受けたとき	入院一時給付金額×20%	
	放射線治療給付金 公的医療保険または先進医療の対象と なる放射線治療を受けたとき	入院一時給付金額×20%	
特約の名称	支払事由概要	支払額	ページ
特約 先進医療特約	先進医療による療養を受けたとき	先進医療技術料と同額	24

特約組立型総合保険

その他

保険料払込免除特約〈保険料相当額給付金付〉



ご請求に関するご案内

医療保険

終身医療保険

保険料払込免除事由概要			ページ
特約	保険料払込免除	悪性新生物(がん) 責任開始期前を含めて、初めて悪性新生物(がん)と診断確定されたとき	27
		急性心筋梗塞 20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき	
		脳卒中 20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき	
		生活障害 身体障害者福祉法にもとづき障がいの等級が1～3級の身体障害者手帳が交付されたとき	
		要介護 公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、または所定の要介護状態に該当したとき	
給付金の名称	支払事由概要	支払額	ページ
保険料相当額給付金	責任開始期前を含めて、初めて上皮内新生物等と診断確定され、入院を開始したとき	入院日における保険料月額×24ヵ月分	28

就業不能保障特約



〈保険料相当額給付金付〉
保険料払込免除特約

特約組立型総合保険

その他

名称	支払事由概要	支払額	ページ
特約	就業不能給付金 A 責任開始期以後に生じた傷害または疾病(所定の精神疾患を除く)による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき B 責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分	29